

# 「東海東京証券の証券総合取引約款・規定集」変更等のお知らせ

変更内容を以下のとおりご案内いたします。ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

## 1. 「東海東京証券の証券総合取引約款・規定集」の改定概要

### (1) 規定の新設

下表左欄に記載する規定を右欄に掲げる箇所に新設いたします。

「東海東京の証券総合取引約款」第 78 条の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。	「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」第 14 条③ 「特定口座に係る上場株式等信用取引約款」第 9 条③ 「特定管理口座保管委託約款」第 7 条第 1 項④ 「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」第 6 条 (4)
---	---

### (2) 語句の読替え

下表左欄に記載する語句の読替えを、当該右欄に掲げる箇所について変更いたします。

「お取引口座」→「お取引サービス」	「東海東京の証券総合取引約款」第 8 章、第 69 条の 2～第 69 条の 4
「マルチサポート口座」→「あんしん総合サービス」 「ダイレクト口座」→「かんたんダイレクトサービス」	「東海東京の証券総合取引約款」第 69 条の 3 「東海東京ポイントサービス利用約款」第 2 条
「マルチサポートサービス約款」→「オンライントレード・コールセンター利用約款」	「東海東京の証券総合取引約款」第 3 条
「取引時確認書類」→「本人確認書類」	「東海東京の証券総合取引約款」第 4 条

### (3) 変更日

平成 26 年 10 月 1 日

### (4) その他

その他の変更につきましては **2. 新旧対照表** をご参照ください（上記については省略させていただきます）。

## 2. 新旧対照表（下線部分改正）

### 東海東京の証券総合取引約款

新	旧
<b>第 5 条（証券総合取引お申込み方法、口座開設等）</b> 3. 前 2 項にかかわらず、お客様がインターネットその他当社 <u>所定の方法により当社に必要事項を登録した場合には、総合</u> <u>取引申込書等の提出があったものとみなします。</u> 4～6 (現行どおり)	<b>第 5 条（証券総合取引お申込み方法、口座開設等）</b> (新設)  3～5 (省略)
<b>第 6 条（お届け印）</b> お客様はお申し込み時に、 <u>原則として、ご印鑑</u> をお届け いただきます。ただし、既にそのお届けがされている場合に は、その印影がお届け印鑑となりますので、改めてお届けして いただく必要はありません。	<b>第 6 条（お届け印）</b> お客様はお申し込み時にご印鑑をお届けいただきます。 ただし、既にそのお届けがされている場合には、その印影が お届け印鑑となりますので、改めてお届けしていただく必要はあ りません。
<b>第 33 条（免責事項）</b> 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責 めを負いません。 (1) 当社が、当社所定の証書に押印された印影とお届け印鑑が相 違わないものと認め、 <u>または本人確認書類等による確認のう</u> <u>え、保護預り有価証券をご返還した場合</u> (2) 当社が、当社所定の証書に押印された印影がお届け印鑑と相 違するため、 <u>または本人確認書類等によりご本人の確認が</u> <u>できなかったため、保護預り有価証券をご返還しなかった</u> <u>場合</u>	<b>第 33 条（免責事項）</b> 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責 めを負いません。 (1) 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届け印鑑が 相違わないものと認め、 <u>保護預り有価証券をご返還した場合</u> (2) 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届け印鑑と 相違するため、 <u>保護預り有価証券をご返還しなかった場合</u>
<b>第 65 条（ATM 等の操作および故障時の取扱い）</b> 2. ATM の故障や停電で東海東京カードが使用不能な場合、 別途注文をお受けしたり、お届け印の <u>押印または本人確認書</u> <u>類の提出等</u> を求めることがございます。	<b>第 65 条（ATM 等の操作および故障時の取扱い）</b> 2. ATM の故障や停電で東海東京カードが使用不能な場合、 別途注文をお受けしたり、お届け印の <u>押なつ</u> を求めることが ございます。
<b>第 73 条（届出事項等の変更）</b> 1. 改名、転居およびお届け印の変更（第 2 項に定める、印章を 喪失された場合のお届け印の改印を除きます。）などお申込事 項、当社へのお届出事項および内部者登録事項に変更があっ たときは、 <u>所定の手続きによって</u> 遅滞なくその旨を当社に届 け出るものとします。なお、必要な場合には、当社所定の「変 更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届け印を <u>押印また</u> <u>は本人確認書類の提出等</u> をしていただきます。また、 <u>変更事</u> <u>項により「戸籍抄本」「住民票」等の書類等</u> を添付してご提出 していただく場合があります。	<b>第 73 条（届出事項等の変更）</b> 1. 改名、転居およびお届け印の変更（第 2 項に定める、印章を 喪失された場合のお届け印の改印を除きます。）などお申込事 項、当社へのお届出事項および内部者登録事項に変更があっ たときは、遅滞なくその旨を当社に届け出るものとします。 なお、必要な場合には、当社所定の「変更届」その他の書面 に必要事項を記載し、お届け印を <u>押捺</u> していただきます。また、 「戸籍抄本」「住民票」等の書類を添付してご提出していただ く場合があります。

新	旧
<p><b>第 76 条（本約款における免責事項）</b>            当社は、次に掲げる損害等は、その責めを負いません。</p> <p>(1) 当社所定の各お申込み書等に押印された印影とお届印鑑とを相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて、<u>または本人確認書類等による確認のうえ、お申込みの取扱いを行ったことにより生じた損害</u></p> <p>(2) 当社所定の証書等に押印された印影とお届印鑑とを相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて、<u>または本人確認書類等による確認のうえ、お預りした有価証券または金銭をご返還したこと、および有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えたことにより生じた損害</u></p> <p>(3) 当社所定の手続きにより返還または振替等のお申し出がなかったため、または当社所定の証書等に押印された印影がお届印鑑と相違するため、<u>もしくは本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、お預りした有価証券または金銭をご返還またはお客様の指定する口座管理機関等に振替等しなかったことにより生じた損害</u></p>	<p><b>第 76 条（本約款における免責事項）</b>            当社は、次に掲げる損害等は、その責めを負いません。</p> <p>(1) 当社所定の各お申込み書等に<u>押捺</u>された印影とお届印鑑とを相当の注意をもって照合し、<u>相違ないものと認めてお申込みの取扱いを行ったことにより生じた損害</u></p> <p>(2) 当社所定の証書等に<u>押捺</u>された印影とお届印鑑とを相当の注意をもって照合し、<u>相違ないものと認めてお預りした有価証券または金銭をご返還したこと、および有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えたことにより生じた損害</u></p> <p>(3) 当社所定の手続きにより返還または振替等のお申し出がなかったため、または当社所定の証書等に<u>押捺</u>された印影がお届印鑑と相違するため、お預りした有価証券または金銭をご返還またはお客様の指定する口座管理機関等に振替等しなかったことにより生じた損害</p>

### 株式等振替決済口座管理約款

新	旧
<p><b>第 5 条（当社への届出事項）</b>            1. 「総合取引申込書」に押印された印影、記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届印およびお届出の住所、氏名または名称、生年月日等とします。</p> <p><b>第 11 条（振替の申請）</b>            2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、<u>または本人確認書類等とともにご提出ください。</u></p> <p><b>第 39 条（免責事項）</b>            当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて、<u>または本人確認書類等による確認のうえ、振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</u></p> <p>(3) 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、<u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</u></p>	<p><b>第 5 条（当社への届出事項）</b>            1. 「総合取引申込書」に押印された印影<u>および</u>記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届印およびお届出の住所、氏名または名称、生年月日等とします。</p> <p><b>第 11 条（振替の申請）</b>            2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。</p> <p><b>第 39 条（免責事項）</b>            当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、<u>相違ないものと認めて振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</u></p> <p>(3) 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、<u>振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</u></p>

### 振替決済口座管理約款

新	旧
<p><b>第 4 条（当社への届出事項）</b>            「総合取引申込書」に押印された印影、記載された住所、氏名等をもって、お届印鑑、およびお届出の住所、氏名等とします。</p> <p><b>第 18 条（免責事項）</b>            当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>(1) 当社が、当社所定の証書に押印された印影とお届印鑑が相違ないものと認め、<u>または本人確認書類等による確認のうえ、振込国債の元金または利子の支払いをした場合</u></p> <p>(2) 当社が、当社所定の証書に押印された印影がお届印鑑と相違するため、<u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、振込国債の元金または利子の支払いをしなかった場合</u></p>	<p><b>第 4 条（当社への届出事項）</b>            「総合取引申込書」に押印された印影<u>および</u>記載された住所、氏名等をもって、お届印鑑、およびお届出の住所、氏名等とします。</p> <p><b>第 18 条（免責事項）</b>            当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>(1) 当社が、当社所定の証書に<u>押なつ</u>された印影とお届印鑑が相違ないものと認め、<u>振込国債の元金または利子の支払いをした場合</u></p> <p>(2) 当社が、当社所定の証書に<u>押なつ</u>された印影がお届印鑑と相違するため、<u>振込国債の元金または利子の支払いをしなかった場合</u></p>

### 一般債振替決済口座管理約款

新	旧
<p><b>第 5 条（当社への届出事項）</b>            「総合取引申込書」に押印された印影、記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届印鑑、およびお届出の住所、氏名または名称、生年月日等とします。</p>	<p><b>第 5 条（当社への届出事項）</b>            「総合取引申込書」に押印された印影<u>および</u>記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届印鑑、およびお届出の住所、氏名または名称、生年月日等とします。</p>

新	旧
<p><b>第19条（免責事項）</b>            当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）をお届印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて、<u>または本人確認書類等による確認のうえ、</u>一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影（または署名）がお届印鑑（または署名鑑）と相違するため、<u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、</u>一般債の振替をしなかった場合に生じた損害</p>	<p><b>第19条（免責事項）</b>            当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）をお届印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、<u>相違ないものと認めて</u>一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影（または署名）がお届印鑑（または署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害</p>

### 短期社債等振替決済口座管理約款

新	旧
<p><b>第5条（当社への届出事項）</b>            「総合取引申込書」に押印された印影、記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p><b>第6条（振替の申請）</b>            2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、<u>または本人確認書類等とともに</u>ご提出ください。</p> <p><b>第18条（免責事項）</b>            当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて、<u>または本人確認書類等による確認のうえ、</u>短期社債等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、<u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、</u>短期社債等の振替をしなかった場合に生じた損害</p>	<p><b>第5条（当社への届出事項）</b>            「総合取引申込書」に押印された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p><b>第6条（振替の申請）</b>            2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。</p> <p><b>第18条（免責事項）</b>            当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、<u>相違ないものと認めて</u>短期社債等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、短期社債等の振替をしなかった場合に生じた損害</p>

### 投資信託受益権振替決済口座管理約款

新	旧
<p><b>第6条（振替の申請）</b>            2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、<u>または本人確認書類等とともに</u>ご提出ください。</p> <p><b>第19条（免責事項）</b>            当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）をお届印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて、<u>または本人確認書類等による確認のうえ、</u>投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影（または署名）がお届印鑑（または署名鑑）と相違するため、<u>または本人確認書類等によりご本人の確認ができなかったため、</u>投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p>	<p><b>第6条（振替の申請）</b>            2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。</p> <p><b>第19条（免責事項）</b>            当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）をお届印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、<u>相違ないものと認めて</u>投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影（または署名）がお届印鑑（または署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p>

## 外国証券取引口座約款

新	旧
<p><b>第 24 条 (届出事項)</b>            申込者は、住所（または所在地）、氏名（または名称）および印鑑等を当社所定の書類または方法により当社に届け出るものとします。</p> <p><b>第 30 条 (免責事項)</b>            次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。            (3) 当社所定の書類に押印した印影とお届印鑑とが相違ないものと当社が認めて、または本人確認書類等による確認のうえ、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p>	<p><b>第 24 条 (届出事項)</b>            申込者は、住所（または所在地）、氏名（または名称）および印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</p> <p><b>第 30 条 (免責事項)</b>            次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。            (3) 当社所定の書類に押印した印影とお届印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p>

## オンライントレード・コールセンター利用約款

新	旧
<p><b>第 21 条 (申し込み)</b>            1 電子交付サービスの申し込みは、原則として、お客様が、当社のオンライントレード認証画面にログインし、登録情報照会画面より当社へ申し込むものとし、当社は、当該申し込みを確認できたものに限り、電子交付サービスの提供を行うものとします。</p>	<p><b>第 21 条 (申し込み)</b>            1 電子交付サービスの申し込みは、お客様が、当社のオンライントレード認証画面にログインし、登録情報照会画面より当社へ申し込むものとし、当社は、当該申し込みを確認できたものに限り、電子交付サービスの提供を行うものとします。</p>

## 東海東京ポイントサービス利用約款

新	旧
<p><b>第 2 条 (本サービスの対象者)</b>            本サービスをご利用できるお客様は、「証券総合取引約款」第 8 章に定める「あんしん総合サービス」または「かんたんダイレクトサービス」（以下、両サービスにもとづく口座を「対象口座」といいます。）をご利用する個人のお客様ご本人に限り、ただし、当社の判断によりご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p><b>第 6 条 (商品等との交換)</b>            1. 当社は、当社所定の基準・方法により、お客様のポイントを商品等へ交換し、商品等へ交換したポイントを減算します。</p> <p><b>第 7 条 (商品等の送付)</b>            当社は、お客様へ商品等を送付するときは、「東海東京の証券総合取引約款」（以下、「証券総合取引約款」といいます。）に基づき届出されているご住所または電子メールアドレスへ当該商品等を発送いたします。</p> <p><b>第 12 条 (免責事項)</b>            当社は、次に掲げるお客様または第三者の損害については、その責任を負わないものとします。            (2) 第 7 条に規定する住所または電子メールアドレスに商品等を発送したにもかかわらず、宛先不明、受取り拒否、電子メールの受信エラー等により、その商品等をお届けできなかったことによる損害            (3) 第 7 条に規定する住所または電子メールアドレスに発送した商品等が有効期限内にご利用されず無効となったことによる損害            (4) ～ (5) (現行どおり)</p>	<p><b>第 2 条 (本サービスの対象者)</b>            本サービスをご利用できるお客様は、「証券総合取引約款」第 8 章に定める「マルチサポート口座」または「ダイレクト口座」（以下、両口座を「対象口座」といいます。）をご利用する個人のお客様ご本人に限り、ただし、当社の判断によりご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p><b>第 6 条 (商品等との交換)</b>            1. 当社は、当社所定の基準・方法により、お客様のポイントを商品等へ自動交換（お客様の交換申請は不要です。）し、商品等へ交換したポイントを減算します。</p> <p><b>第 7 条 (商品等の送付)</b>            当社は、お客様へ商品等を送付するときは、「東海東京の証券総合取引約款」（以下、「証券総合取引約款」といいます。）に基づき届出されているご住所へ当該商品等を発送いたします。</p> <p><b>第 12 条 (免責事項)</b>            当社は、次に掲げるお客様または第三者の損害については、その責任を負わないものとします。            (2) 第 7 条に規定する住所に商品等を発送したにもかかわらず、宛先不明、受取り拒否等により、その商品等をお届けできなかったことによる損害            (新設)            (3) ～ (4) (省略)</p>

## 非課税上場株式等管理に関する約款

新	旧
<p><b>(非課税口座内上場株式等の払出し)</b>  <b>第 8 条</b> 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出しの申出があった場合（第 5 条第 1 項第 2 号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払出されたものとみなされるものを含みます。）及びお客様の相続人・受遺者による相続・遺贈の届出があった場合には、非課税口座から払出しをします。</p> <p>2 前項の払出しの場合、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。            ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払出される場合は、当社は、当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。</p>	<p><b>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b>  <b>第 8 条</b> 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合（第 5 条第 1 項第 2 号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。            ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される場合は、当社は、当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。</p>

以上